

■警察庁の自殺統計は、二つの原則に基づいて公表内容(地域区分)を決めるべき

- ①個人情報の暴露がない範囲である、②最大限対策に活かされる形である。

⇒ 個人情報を保護するために、「3人以下」「他3件」等の表記上の工夫をしつつ、市区町村(自殺対策に取り組む基礎自治体)単位で公表するべきである。

■ 東京・中央区

警察署：中央、久松、築地、月島

原因・動機	自殺者数
1 遺書なし	69
2 経済・生活問題	7
3 勤務問題	5
4 病苦等	4
4 不詳	4
6 男女問題	3以下
6 その他	3以下
6 学校問題	3以下
6 家庭問題	3以下

年代	性	職業	自殺者数
1 60～	男	管理者	8
1 60～	男	無職者	8
3 60～	女	無職者	6
3 30～39	男	被雇用者	6
5 30～39	女	無職者	5
5 20～29	女	無職者	5
5 40～49	男	被雇用者	5
8 50～59	男	管理者	4
8 20～29	女	被雇用者	4
8		(他4件)	4

性	職業	原因・動機	自殺者数
1 女	無職者	遺書なし	17
2 男	無職者	遺書なし	15
2 男	被雇用者	遺書なし	15
4 男	不詳	遺書なし	6
5 男	自営者	遺書なし	5
6 男	管理者	経済・生活問題	4
6 男	管理者	勤務問題	4
8 女	被雇用者	遺書なし	3以下
8 男	管理者	遺書なし	3以下
8		(他3件)	3以下

①「官庁統計の個票開示リスクの統計的推測」が専門の、金沢大学 人間社会研究域 経済学経営学系の星野申明准教授と、「統計的多変量(観測値が複数の値からなるデータ)解析、数理統計」が専門の東京大学大学院 情報理工学系研究科 数理情報学専攻の竹村彰通教授による詳しい意見は次ページに。

②自殺対策に取り組むのは市区町村であり、実効性のある対策の立案・実施のために、現場の担当者が求めているのは市区町村単位でのデータであるから

例)「A市とB市とC町とD町の合計」

	年代	性	職業	自殺者数
①	60代	男性	無職	80人
②	40代	男性	被雇用者	70人
③	40代	女性	無職	50人
④	60代	男性	自営者	45人
⑤	20代	女性	学生	30人

実は、「A市で②が多く、B市で③が多く、C町で④が多く、D町で⑤が多い。①は全市町で多い」ということもあり得る。つまり、地域区分が広がれば広がる程、各市町村の特徴が消されてしまいかねない。

■ 埼玉・さいたま市浦和区 (警察署：浦和*、浦和西*)

年代	性	職業	自殺者数
1 60～	男	無職者	37
2 60～	女	無職者	27
3 30～39	女	無職者	18
4 40～49	女	無職者	15
5 20～29	女	無職者	14
6 30～39	男	被雇用者	13
7 40～49	男	被雇用者	12
7 50～59	女	無職者	12
7 50～59	男	無職者	12
10 40～49	男	無職者	11

■ 東京・武蔵野市 (警察署：武蔵野)

年代	性	職業	自殺者数
1 60～	女	無職者	8
2 20～29	女	無職者	6
2 30～39	男	無職者	6
2 30～39	女	無職者	6
5 40～49	男	無職者	5
5 20～29	女	被雇用者	5
5 30～39	女	被雇用者	5
5 60～	男	無職者	5
5 20～29	男	学生生徒	5
10		(他2件)	4

■ 愛知・豊田市 (警察署：豊田*、足助)

年代	性	職業	自殺者数
1 60～	男	無職者	43
2 60～	女	無職者	29
3 30～39	男	被雇用者	26
4 40～49	男	被雇用者	23
4 50～59	男	被雇用者	23
6 20～29	男	被雇用者	22
7 50～59	男	無職者	17
8 50～59	女	無職者	13
9 20～29	男	無職者	11
9 30～39	男	無職者	11

■ 大阪・大阪市西区 (警察署：西)

年代	性	職業	自殺者数
1 40～49	男	自営者	6
2 50～59	男	自営者	5
3 50～59	男	被雇用者	4
3 20～29	男	被雇用者	4
3 20～29	女	無職者	4
3 60～	女	無職者	4
3 50～59	男	無職者	4
3 30～39	男	被雇用者	4
9 60～	男	無職者	3以下
9		(他2件)	3以下

①に関して

「官庁統計の個票開示リスクの統計的推測」がご専門

金沢大学 人間社会研究域 経済学経営学系の星野伸明准教授の意見

- 問題は、そのデータによって「個人が特定されるか」ではなく、「個人の知られたくない情報が暴露されるか」である。その意味で、注意して扱わなければならないのは「自殺の原因・動機」に関する情報である。
- 例えば、千代田区で「57歳男性の自営者 A さん」が自殺したとして、「50-59・男・自営者」の自殺者数が 1 と書いてあったとする。見る人が見れば、「これは A さんだ」と分かるが、そのことでは何も情報を暴露したことになるので問題とは言えない。
しかし、「50-59・男・自営者・借金問題」の自殺者が 1 と書いてあったとすると、「A さんの自殺の理由は借金だった」という情報を暴露してしまうことになり、問題となる。つまり、外部から知る事が出来る個人情報(この場合は年齢・性別・職業)について度数が 1 の場合、自殺動機の暴露の危険性が高い。
- したがって、公表するエリアの広さは、「人口 10 万人単位」などの母数を基準にして決めるのではなく。クロス集計の結果において、「自殺の原因・動機」に関する情報の度数 1-3 が余り出てこないように配慮して決めるべきである。ただしそれでは不十分な場合も有るので、最終的な結果表は十分審査しなければならない

「統計的多変量(観測値が複数の値からなるデータ)解析、数理統計」がご専門

東京大学大学院 情報理工学系研究科 数理情報学専攻の竹村彰通教授の意見

- 所得や家族構成、負債額等の「容易に個人を特定し得る情報」が含まれたデータではないので、基本的には、それほど神経質になる必要はない。
しかし、慎重を期す意味で言えば、「自殺の原因・動機」についてはセンシティブな情報であると捉えるべき。
- 「自殺の原因・動機」が暴露されないようにするためには、次のような工夫があれば十分である。
- ①クロス集計を行うそれぞれの項目に、2つ以上の選択肢があるようにすること
- ②「自殺の原因・動機」の項目に関しては、「他2件」といった形で、常に他の可能性がある状態にしておくこと
- 警察署データの二重計上について
より実態に近いデータを市区町村に提供するために、二重計上したデータと、逆に二重計上する警察署データを一切計上しなかったデータの両方を提供すべきである。(純粹に、市区町村の範疇に収まる警察署のデータしか計上しないデータもあわせて提供すべきである。)

■その他、提案

① **民間有志が行っている「自殺実態調査」の結果を、自殺対策白書に盛り込むなどして、国の対策にもっと積極的に活かすべき**

② 来年度から、自殺予防週間を日本では3月にしたらどうか
日本の年度末は3月であり、自殺が多いのが3～5月だから

③ 自殺対策基本法の第5条に「事業主の責務」ともあるし、企業の自殺者データを公表すべきではないか

④ **国が行うべき緊急の自殺対策**

(1) 生きる基盤となる「緊急シェルター」の開設(60億円)

各都道府県に、派遣切りや失業等により住居を失った人たちを支援するための「緊急シェルター」を開設する。自治体が直接できなければ、NPOなどの民間に委託してでも、緊急的に行う。

【試算】 60億円あれば、会社寮を借り上げるなどして、1万人に半年間、住居を確保できる。

(2) 「地域自殺対策推進センター(仮)」の設置(240億円)

各都道府県および政令指定都市に、「東京自殺対策推進センター」「大阪自殺対策推進センター」といった形で設置する。それぞれの地域にある、様々な分野の相談機関(窓口)が機能的に連携し、当事者(現場)本位で、総合的な支援を推進できるような体制を作る。(24時間365日体制で。民間と行政が協働で。)

【試算】 都道府県： 1センター8000万円×5年間×47=188億円(スタッフ8名)

政令市： 1センター6000万円×5年間×17=51億円(スタッフ6名)

◆コンセプト： 支援者(施策者)本位から、当事者本位の自殺対策へ

◆業務内容： 5つの柱

- ① 関係機関の連携を促すために、自殺の要因ごとに「連携の流れ図(フローチャート)」を作成する。
- ② 地域の関係者を集めて、「連携の流れ図」に基づいて実際にどう連携するのか、合同研修会を開催する。
- ③ 「連携の流れ図」では対応できないケースに関しては、直接的な支援に乗り出す。(「つなぎ役」として)
- ④ その地域で使える「様々な支援策(国の最新の雇用対策や自治体の緊急支援策、民間の無料相談会などすべて)」について、最新の情報を常に把握し、必要に応じてそれらに関係機関や個人に提供する。
- ⑤ 警察等が保護した未遂者など、リスクの高い人たちについては、必要に応じて直接的な緊急支援を行う。